

第25期東京都自然環境保全審議会
第5回計画部会
(第9回生物多様性地域戦略改定検討会)
速 記 録

令和4年3月28日(火)

WEB会議

○千田課長 定刻になりましたので、第5回計画部会を開始させていただきます。

本日は、年度末のお忙しい中、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、事務局の環境局自然環境部計画課長の千田でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては映像や音声途切れる場合がございますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。何か不具合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態としていただきますようお願いいたします。カメラは、委員の先生はそのまま映していただいて結構でございます。御発言のある場合は、Zoomの「手を挙げる」という機能がございますので、こちらを押していただいてお知らせください。部会長が指名をいたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、定足数について御報告いたします。

本日は、計画部会に所属する委員・臨時委員7名中6名の方に御出席をいただいております。審議会規則第5条第1項によりまして会議は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、生物多様性地域戦略改定検討会の専門委員の皆様には2つ目の議題から御参加いただく予定となっております。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。名前をお呼びいたしましたら、マイクをオンにさせていただいて御返事をいただきますようお願いいたします。

まず佐伯部会長、よろしくお願いいたします。

○佐伯部会長 佐伯です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 よろしく願いいたします。

続きまして、荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 荒井です。よろしくいたします。

○千田課長 お願いいたします。

続きまして、芳賀委員、お願いいたします。

○芳賀委員 芳賀でございます。よろしくお願い致します。

○千田課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、細野委員、お願いいたします。

○細野委員 細野です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、下村委員、お願いいたします。

○下村臨時委員 下村です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、須田委員、お願いいたします。

○須田臨時委員 須田です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

環境局自然環境部長、和田でございます。

○和田部長 和田です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 続きまして、緑環境課長の松岡でございます。

○松岡課長 松岡です。よろしくお願いいたします。

○千田課長 続きまして、緑施策推進担当課長、青山でございます。

青山は通信の環境がちょっと不調でございますが、参加しております。

続きまして、多摩環境事務所自然環境課長、上中でございます。

○上中課長 上中でございます。よろしくお願いいたします。

○千田課長 本日、多摩環境事務所長の近藤は、業務の都合によりまして途中から参加をさせていただきます。

続きまして、本日傍聴の関係ですが、本日は傍聴の申し出がございます。ウェブで傍聴される方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願いしたいと存じます。

佐伯部会長、審議の開会をお願いいたします。

○佐伯部会長 佐伯です。よろしくお願いいたします。

では、これより第25期東京都自然環境保全審議会第5回計画部会及び第9回生物多様性地域戦略改定検討会を開催いたします。

今日は、傍聴を希望される方がいらっしゃるということでよろしいですか。

では、東京都の自然環境保全審議会審議会運営要領第6により、この会議は公開となって

いますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局の方は傍聴人を入室させてください。

○千田課長 ただいま手続をしております。

(傍聴者入室)

○千田課長 傍聴者の入室は完了いたしました。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

今日は2つの案件があります。諮問第475号「(仮称)保全地域の保全・活用プランの策定について」と諮問第456号「生物多様性地域戦略の改定について」となります。

初めに、事務局から、本日の議事の流れと資料の確認をお願いします。

○千田課長 承知いたしました。事務局、千田でございます。

まず、本日の流れについて御説明申し上げます。

本日は、初めに保全地域の保全・活用プランを御審議いただきまして、その後、生物多様性地域戦略の改定について御審議をいただきたいと存じます。生物多様性地域戦略では専門委員の皆様が参加をされますので、このウェブ会議自体は、保全・活用プランの審議終了後、一旦閉じさせていただきたいと思います。専門委員の皆様の入室のため休憩を少し挟みまして、その後、生物多様性地域戦略の改定の会議のほうに改めてZoomで入室いただきたいと思います。大変恐縮ではございますが、会議室を切り替える関係で、この保全・活用プランの審議につきましては3時30分までに終了していただきますよう、委員の皆様には御協力のほどをお願い申し上げます。

次に、資料の確認についてでございます。

委員の皆様には、資料を事前にファイル転送サービスで送付させていただいております。委員の皆様へ送付いたしました資料のうち保全・活用プランにつきましては、資料番号など一部を修正いたしまして25日に改めて送付させていただきました。修正後の資料のダウンロードがお済みでない方がいらっしゃいましたら、環境局ホームページからダウンロードをしていただきますようお願いいたします。URLに関しては、チャットのほうに貼り付けてございますので、御覧いただければと存じます。

資料のほうはよろしいでしょうか。

何かございましたら、事務局までチャットなりでお知らせいただければと思います。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料1-1につきましては「(仮称)保全地域の保全・活用プランに関する主な意見とそ

の対応」。

資料1-2は「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(概要)」。

資料1-3は「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(素案)」となっております。

このほか、会議次第と委員名簿を掲載させていただいております。

生物多様性地域戦略の資料については、後ほどの会議で改めて確認をさせていただきます。

資料の説明は以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

今、事務局から本日の流れについて連絡がありましたけれども、今日は2つあるわけですね。地域戦略改定の審議から専門委員の方も入室されますので、保全・活用プランの審議については3時半頃までに終了できるよう、皆様、御協力をよろしくお願いいたします。

では、審議を始めたいと思います。

早速、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○松岡課長 緑環境課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から「(仮称)保全地域の保全・活用プラン(素案)」について御説明させていただきます。

まず、資料1-1「(仮称)保全地域の保全・活用プランに関する主な意見とその対応」の内容について御説明させていただきます。

この資料は、前回の計画部会で委員の皆様からいただきました主な意見と、それに対して事務局で行った対応の内容について整理したものでございます。

まず、1の「保全・活用プランの位置付けについて」でございます。

一ノ瀬委員からいただきました御意見で、都市公園や自然公園等と本プランがどのような関係にあり、どういう部分を担うのかが分からないという御意見でした。これに対する対応状況として、保全・活用プランは、自然保護条例に基づき指定されている保全地域制度に特化した計画となっております。

ここで資料1-3を御覧いただければと思います。画面でも共有いたしますが、24ページから28ページでございます。上のほうにPDFの番号が書かれていますが、それだと5ページずつずれるので、29から33ページとなります。今、画面で共有していますので、御覧いただければと思います。

この「4. 保全地域の価値・魅力」のところに掲載されてございますとおり、都市公園等と保全地域とでは機能や役割が異なっております。都市公園等が都民の利用に供するこ

とを主な目的とし、そうした機能を果たしているのに対しまして、保全地域は生物多様性のポテンシャルが極めて高く、希少な動植物が多く生息・生育している場所を指定してごさいます。

資料1-3の32ページを御覧ください。そこに記載されていますとおり、保全地域は東京の生物多様性の拠点として機能していくことを目指していくものでございます。

続きまして、資料1-1でございますが、2番の「計画期間について」でございます。

一ノ瀬委員から、行政計画は長くても10年くらいで立てると思うが、内容的には保全地域の保全活用に関わる基本的な考え方を示すものかという御意見。佐伯部会長からは、保全・活用プランの内容について5年や10年といった期間の目安を示すことはできないかという御意見。須田委員から、この保全・活用プランは理念としてつくるものと理解している、ある程度の目安、ざっくりとした目標値はあったほうがよい、アクションプランは別に立てて、プランや理念を実行することが重要という御意見をそれぞれいただいております。

これに対する対応状況としまして、須田委員の御意見のとおり、本計画においては、保全地域の価値・魅力や保全地域として目指す姿を記載してございまして、理念というものを示してございますが、計画である以上、やはり計画期間を記載すべきでございますので、そのように対応させていただくこととしました。

資料1-3の1ページを御覧ください。「1. 保全地域の保全・活用プランの策定について」とありますが、3)に計画期間を記載させていただきました。前回と変わっているところにつきましては赤字で記載してございます。そこに、本計画の「7. 目指す姿に向けた今後の取り組むべき施策について」に示す各施策については、計画期間の記載が別にあるものを除き、令和12(2030)年度までを計画期間としますと記載してございます。東京都の総合計画であります「『未来の東京』戦略」が2030年を目標年次としてございますので、そこに合わせたような形としてございます。

資料1-3の48ページを御覧ください。こちらにありますとおり、保全地域の新規指定・公有化につきましては、2050年度までに100ヘクタール程度を追加するとしてございますので、先ほどの記載の中で「計画期間の記載が別にあるものを除き」というのは、このことを意味してございます。

アクションプランにつきましては、生物多様性地域戦略の中で掲載し、進行管理することを検討していくというふうにさせていただいております。

また資料1-1にお戻りください。次に、3番の「今後の保全地域の指定について」でござ

ざいます。

須田委員から、保全地域は生物多様性を確保する切り札、都の緑の中でどういうふうに配置したら効率的か、既存の場所のどこをつなぐか、連担制について今後の指定の考え方として持っていただけるとよいという御意見をいただきました。

資料1-3の48ページを御覧ください。【指定地の選定の考え方】におきまして、指定に当たっては開発動向等の社会的状況や自然環境の状況のほか、近隣の緑地との連担制も踏まえながら検討していくということで、赤字の部分を追記してございます。

また資料1-1でございます。4番の「連担する緑地の管理者との連携について」でございます。

須田委員から、平山城址公園と八王子堀之内里山保全地域は隣接しているが、保全地域と公園とでは管理の内容に大分差がある、それぞれ連携しながら生物多様性の維持・保全を考えていけるとよいという御意見をいただきました。

資料1-3の49ページを御覧ください。こちらにコーディネート事業について記載してございます。コーディネート事業とは、保全地域の管理に当たりまして、東京都、環境公社にコーディネート機能を配置し、保全活動を支える各主体との合意形成と事業の全体の調整を行いながら、PDCAサイクルにより保全の取組を推進していくものでございます。「コーディネート事業による管理の推進」の説明の中で赤字で記載してございますが、「コーディネート事業を進めていく際には、必要に応じて、連担する緑地の管理者とも連携しながら生物多様性の保全を検討していきます」と追記してございます。

続きまして、資料1-1の5番の「コーディネート事業作業プランの作成」についてです。佐伯部会長から、保全地域の管理を画一的にする必要はなく、生物多様性の特徴や地域の人たちの関わり方を丁寧に見ていって、それぞれに合った形のプランを作成し運営する必要があるのではないかという御意見をいただきました。

資料1-3の49ページを御覧ください。こちらは赤字にはしてございませんけれども、コーディネート事業におきましては「保全地域の現状や特徴を自然環境調査により把握した上で、目標の設定、必要な保全対策の選定、作業の役割分担、対策の実施、効果検証、保全対策へのフィードバック等一連の作業を行い、生物多様性に配慮した管理や保全地域の活用を進めていきます」としてございます。

次の50ページを御覧ください。下の図にありますが、ボランティア団体を含めました関係者連絡会議を実施しながら保全地域の保全・活用を図っていくとしてございます。

続きまして、資料1-1の6番の「保全と利用のバランスについて」でございます。佐伯部会長から、保全と利用のバランスは大切である、厳重に守っている場所では、そんなに利活用を進めなくてよいと思うという御意見をいただきました。

資料1-3の11ページを御覧ください。そこに記載されてございますが、連光寺・若葉台里山保全地域では、野生動植物保護地区の湿地を保護柵により閉鎖管理しています。保護柵のおかげでアメリカザリガニ等の外来種の移入を抑制することができた結果、キバサナギガイですとか、ミズコハクガイなどの希少な動植物の捕食を防ぐことができてございます。

同じく資料1-3の49ページを御覧ください。赤字部分にございますけれども、コーディネート事業を進めていくに当たりまして、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理体制の構築を行うことを追記してございます。保全地域を活用するに当たりましては、希少種等の保全状況を踏まえた上で適切に行っていくという趣旨でございます。

資料1-3の71ページを御覧ください。赤字部分にありますとおり、情報発信をする際には、その情報を提供することによって希少種の盗掘といった自然環境を損なうことにつながるよう、各保全地域の保全状況に合わせて適切に行うということを追記してございます。

資料1-1、7番の「希少種保全対策について」でございます。

須田委員から、保全生態学では、普通種、希少種、絶滅危惧種に分類する、希少種保全対策は希少種・絶滅危惧種対策とすべきではないかという御意見をいただきました。

資料1-3の55ページを御覧ください。これまで環境局の刊行物では、絶滅危惧種やその他の注目種等も含めまして「希少種」という言い方をしてきてございます。その関係で、本計画における記載方法といたしましては、希少種のものとしていただいております。ただし、希少種概念に須田委員御指摘の絶滅危惧種概念が含まれていることを明記するために、55ページの下のところ、注釈といたしましては「希少種とは、東京都レッドリストに掲載されている絶滅危惧種やその他各地域において配慮が必要な注目種等を含む」と追記させていただきました。

続きまして、資料1-1、8番の「希少種保全対策について」です。須田委員から、なぜ保全地域で希少種を守る必要があるのかについて触れたほうがよい、希少種の存在は保全地域の自然環境や生態系の健全性を表している、普通種がしっかりしているからこそ、その上の希少種・絶滅危惧種が成り立つという御意見をいただいております。

資料1-3の55ページを御覧ください。赤字で記載しましたが、「希少種の存在は、その希少種を支えている多様な生物種が存在できる自然環境や生態系が健全に維持されているこ

とを表しています。このため、保全地域における希少種保全対策は、希少種の自生地について普通種を含めた自然環境全体の保全や再生に取り組むことが基本となります」と追記させていただきました。希少種を守る必要性と、普通種も含めました保全地域の自然環境全体の保全が基本であることを明記しました。

続きまして、資料1-1の9番の「林縁部の保全について」です。須田委員から、概要版の林縁部の説明は、生物多様性の向上のみとなっているが、安全性を加えたほうがよいという御意見をいただきました。

資料1-3の70ページを御覧ください。林縁部の保全事業は、保全地域での住宅・道路・鉄道等と接する場所について、境界から5メートルの範囲の樹木を伐採し、草地を中心とした林縁環境を創出していく事業でございます。樹木を伐採することによりまして、樹木や草本類等の多様な植物が生育する場所が創出され、多様な動植物の生息・生育環境を創出するとともに、近隣への倒木被害等を防止することができます。安全対策を行う理由といたしまして、赤字にありますとおり「近年は、温暖化等の影響により、台風、大風、大雨等の被害が甚大化する傾向にあり、保全地域でも倒木被害が発生しています」と追記させていただきました。

概要版につきましても、資料1-2の2ページの一番下「林縁部の保全事業の推進」の記載の中で赤字で示したとおり、「安全性の向上」を追記いたしました。

続きまして、資料1-1、10番の「保全地域の普及啓発の推進について」です。荒井委員から、広報については、制度の所管部署単体では限界がある、全体の仕組みを作る必要があるという御意見をいただきました。

資料1-3の71ページを御覧ください。「保全地域の情報発信等の推進」の記載の中で赤字で示してございますが、「現在改定中の生物多様性地域戦略の中で今後都や区市町村等が進めていくと位置づけている取組と連携しながら」を追記しました。

続きまして、資料1-1の11番の「多様な主体と連携した管理運営と継続的な担い手の育成について」です。荒井委員から、グリーン・キャンパス・プログラムは大学生になってしまうと遅い感がある、もう少し若い頃から自然を体験できる活動を組み込んでいく必要があるという御意見を、芳賀委員から、環境NPOにおいては、若い人をどう育てていくか、中に入ってもらおうかということが課題となっているという御意見をそれぞれいただきました。

資料1-3の74ページを御覧ください。「体験プログラムの拡充」についての記載の中で赤字で示していますが、「次世代を担う子どもたちに生物多様性の重要性を伝えていくため、

子どもに特化した体験プログラムの実施も検討していきます」と記載してございます。

同じく資料1-3の75ページを御覧ください。現在、大学生を対象としております「東京グリーン・キャンパス・プログラムの拡充」の記載の中で、赤字のとおり、「今後は、生物多様性への理解をさらに広く浸透させていくため、より若い世代に対象を拡大」と記載させていただきます。

次に、資料1-1の12番の「保全地域体験プログラム（里山へGO!）について」でございます。細野委員から、体験プログラムはボランティア技術の向上やスキル継承などを図っていくのに対し、なぜ参加料が有償ではなく無償なのかという御意見をいただきました。

資料1-3の74ページを御覧ください。保全地域の保全事業は都が行うものでございますが、行政だけでは対応し切れないきめ細やかな管理をボランティア団体の方々に担っていただいております。ボランティア団体の高齢化や固定化が大きな課題となる中、新たな人材の確保や定着を図るため、ボランティアに関わる都民の裾野を広げることを目的として体験ボランティアを開始したため、都民が参加しやすくなるよう無償としているものでございます。

資料1-1、最後でございますが、13番の「担い手育成について」でございます。芳賀委員から、小菅村ではJRがコーディネートして地元の人や企業などを結びつけて成功している、地域に魅力が出てくれば地元のボランティアや若者などを引きつけていけるのではないかと御意見をいただきました。

資料1-3の75ページを御覧ください。現在、保全地域体験プログラム「里山へGO!」では、地元の方よりも区部からの参加が多くなってございます。また、参加者がボランティア団体に定着する事例は少ないものとなっております。東京グリーンシップ・アクションや東京グリーン・キャンパス・プログラムも、近隣の企業・大学の参加は少ないものとなっております。そのため、より地元に向けた定期的な体験プログラムの開催と、今後は近隣の自治会や企業・学校等との連携を促進し、保全地域の魅力を伝えていくとさせていただきます。

以上で私からの説明は終わります。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、今の説明に対して質問や意見などがありましたら、Zoomの挙手機能を使って手を挙げていただければと思います。こちらから指名をさせていただきますので、ミュートを解除して御発言をお願いします。

御意見や御質問は、前回同様、幾つかお伺いしてからまとめて事務局と一緒に議論をして

いくという形を取らせていただきます。

では、御質問などありましたら、挙手機能でお知らせください。よろしく願いいたします。

では、早速、細野委員、お願いできますか。

○細野委員 質問です。

施策について2030年までにという具体的な目標ができたと思うのですけれども、そのさらに細かい部分、例えば芽樹林の更新とかになってくると、今、進んでいるのかとか、自治体へちゃんと指示が下りているのかとか、細かく、細かく、その進捗を見ていく必要があると思うのですけれども、そういうことをまた別途観測する委員とかをつくったりする予定はありますか。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

大変重要な御質問ですね。後ほど答えていただきますので、少しお待ちください。

次に、須田委員、お願いできますか。

○須田臨時委員 須田です。よろしくお願いします。

まずは、前回私が細々と申したことをいろいろといい形で取り込んでいただきまして、ありがとうございます。

それに加えて、今、御説明を伺いながら、まだ2つほど大きなところが抜けているということに気づきました。なので、2点あります。

1点目は、48ページの「今後の保全地域の指定」です。あの文章を改めて拝見しますと、令和2年度の谷戸調査の結果をもとに指定を進めていくという形になっているのですが、真面目にその文章を受け取りますと、保全地域が伝家の宝刀であることを捨ててしまっているというふうに捉えられるのです。なぜかといえば、保全地域の指定というのは、例えば都市計画とかその他の様々な計画によらず、緑地を保全できる最終的な、いろいろな調整によらずにぱっと保全することができるシステムになっているのです。なので、例えば50番目に連光寺のあそこを指定したときには、もう開発も決まっていて、事業者の調査が行われた結果をもとに、これはやはり保全しないといけないということで保全ができたのです。その令和2年度の調査結果だけをもとに今後保全を進めていくとなると、そういうふうな緊急的な緑地の保全が不可能になってしまうと捉えることがあるのです。それは保全地域の指定についてが一番いい部分を失わせることにつながってしまうので、ちゃんとその部分を。例えば、緑地を取り巻く開発方法や社会的状況に応じて専門家にヒアリングをして指定地を考えてい

くとか、ポテンシャルが高いところが新たに見つかったらそこも押さえていくとか、そういうふうな表現も加えておくべきかなと考えました。それが1つ。

もう一つは、56ページの「希少種が生息・生育できる環境の保全や再生」の中に保全地域内の農地の話を書いてあるのです。「農地の管理は、生物多様性に配慮するとともに、地域に伝わる農法など」と書いてあるのですが、ここも1つ大きなところが抜けています。最近、例えば民間緑地の認証制度とか都市公園の管理でも、化学肥料とか農薬に頼らない管理を進めていきますとなっているのです。それはなぜかといえば、生物多様性保全が出てきたからなのです。なのに、その生物多様性保全が一義的な保全地域の活用プランにおいて何でその一言が入っていないのかがちょっと疑問でした。完全に使わないとかいうのは難しいかもしれません。また、民有地もありますので、民有地の場合はある程度仕方がないのかなという部分もありますが、殊、公有地においては、例えば「農薬や化学肥料になるべく頼らない」という表現を入れておくべき。

もう一つは、保全地域における農業というのはあくまでも生物多様性保全に資する農業であるべきで、生産性とか効率性とか収量を求める農業ではないはずなのです。ところが、現実にやっているところを見ると、どうしてもそちらになってしまっていて、保全地域内での農業については「生物多様性に資するための農業です」ということをしっかり明示しておくべきではないかと思いました。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、今、お二方から御意見をいただきましたが、このことについて事務局からいかがでしょうか。

○松岡課長 お答えいたします。

まず最初、細野委員から御意見いただきました。細かい進捗状況につきましては、資料1-1の2番の「計画期間について」の右側の下のほうに「アクションプランは、生物多様性地域戦略の中で掲載し、進行管理することを検討していく」と記載させていただいてございますので、より短い期間のものにつきましてはこちらのほうで進捗管理をしていくことになるかと思っております。

続きまして、須田委員からいただきました48ページのところです。緊急的に緑地保全できるということが抜けているという御指摘でございましたけれども、保全地域制度は、御承知のとおり、土地を収用するとか、そういった制度ではございませんので、必ずしも保全でき

るとは。要するに、地権者の意向によってできない場合もあるので、ちょっと慎重な表現にさせていただいているというのが現状でございます。ただ、先生から御意見をいただきましたので、記載については改めて検討させていただきたいと思います。

それから、56ページの下のところ、農地の管理の話でございます。こちらにつきましても須田委員のおっしゃるとおりでございます。農薬についての記載ですとか、農薬に頼らない農法のような記載につきましては、表現について改めてもう一度検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、もう少し細かなスパンでの目標については、地域戦略のほうのプランと連携させて、そちらで記載していくということ。それから、須田委員からの緊急性の部分については、必ずしもそれだけが目的ではないけれども、検討いただけるということ。また、農業のやり方などについても記載が充実できるというのではないかとということによろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、次の方に行かせていただきます。

芳賀委員、よろしく申し上げます。

○芳賀委員 芳賀でございます。よろしくお願ひいたします。

資料1-1の13番の、私が質問した担い手育成のところの「対応状況等」での御回答が「地域体験プログラムには、地元の方よりも区部からの参加が多くなっており、参加者がボランティア団体に定着する事例は少なくなっている」ということでございます。私自身も都民としてこういった活動に参加することが多いのですけれども、自分がボランティア団体に入るかという、自分の空いている時間を取られてしまうのは厳しいと思うので、参加しづらい。時間が空いたときに楽しむとか、パートタイム的なものというのが忙しい都民には求められているのかなと思うのです。

今、都のほうでやっぴら「里山へGO!」というのも非常に魅力的だなと思っております。一方で、これはこちらのセクションの直接の事業と違うのかもしれないのですけれども、東京都が持っている「奥多摩都民の森」という宿泊施設がございまして、こちらで、例えば山仕事体験というものが年間8回ぐらいあるのです。植林ですとか、下刈りとか、間伐とか、枝打ちとか。都民が少し安い宿泊料金でこの施設に泊まって、東京都が保有して下刈りしなければいけないところをボランティアという形で楽しみながら下刈りし、ま

た参加した人と交流していくというところなのです。こちらに行くと、100回参加したとか、リピーターも結構多い。行ってみると分かるのですけれども、宿泊してやるというものを求めている人も結構要るのです。「里山へGO！」だと、宿泊というのはなかなか難しいのかなという印象がございます。

また、一応東京都の施設ではありながら、お酒を飲んだりする人などもいるのですけれども、実はそういうお酒を飲んだり居場所を求めている人たちが山に来てやっているというところもありますので、そういう都会に住んでいる人たちの、ちょっと寂しいとか、みんなと仲間になりたいとかいうふうなものにも取り組みながら、こういった企画をやっていただくと人々が集まりやすいのかなと思いました。

以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、もうお一方ぐらいいけますか。御意見等ありましたら、挙手のほうをお願いいたします。

もう少し時間が必要なようでしたら、今の芳賀委員の意見について事務局からお答えいただけますか。

お願いします。

○松岡課長 ボランティア団体に参加しづらいという御意見につきましては、我々もそのように考えているところがございます。そういったこともあって、今回、サポーター制度というものを創設してございます。資料1-3で言いますと、76ページになります。

こちらにありますとおり、「里山へGO！」などはリピーターの方が相当数いらっしゃるのですけれども、サポーター制度というのは、そういう方々が通常の保全活動に参加していただけるような仕組みということで、講習を開きまして、その認定講習を受けていただくとサポーターになれるというような制度でございます。こういった方々と保全地域への保全活動とのマッチングを来年度から開始していく予定にしてございまして、そういった活動でリピーターの方とかが保全活動にもっと参加できるような仕組みをつくっていかうというものでございます。

それから「奥多摩都民の森」のお話です。「奥多摩都民の森」も緑環境課において所管しているものでございますが、こちらは指定管理者ということで奥多摩町のほうに管理していただいている施設でございます。おっしゃるとおり、宿泊等もできる施設でございまして、こちらにもリピーターの方は何名もいらっしゃるかと伺ってございますが、今後も引き続き、

「奥多摩都民の森」における事業については奥多摩町と連携しながらいろいろなイベントについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

今の芳賀委員の御意見はすごく大事だと思うのです。こうした保全地域を守っていくときに、いろいろな関わり方、保全の仕方というのがあると思うのです。例えば体験型でいろいろなことをその場所でやって学んでいただくというやり方のほかに、近隣の方々とか、そこに何かゆかりとか思いを持っていらっしゃる方がその場所に末永く関わってくださって、自分の自然、自分の森という気持ちで大切にしてくださるという、両方の形の関わり方がこの保全地域でも展開できるといいなと思っております。

現在は、末永く自分事として近隣の方から身近な自然として守っていただくというようなアクションが、もしかすると都内では取りづらいのではないかという重要な御指摘を芳賀委員からいただきました。多分いろいろな解決の仕方があるかと思うのですけれども、できる限りいろいろな形での関わり方のオプションをこの計画の中で示していけるといいのではないかと思います。引き続き御検討をお願いできればと思います。ありがとうございます。

では、ほかの委員の方で御意見等ありますでしょうか。もしくはここまでの議論についてのフォローなどでも構いません。

では、須田委員、お願いいたします。

○須田臨時委員 たびたびすみません。先ほどは私の意見をいろいろ聞いていただきましてありがとうございます。

それにちょっと補足なのですけれども、保全地域の指定の考え方です。連光寺と滝山以降思うのですけれども、全体として感じるのは、指定のための調査を行って、それを行わないと指定を考えないような雰囲気をちょっと感じているのです。保全地域というのはそうではなくて、いつもセンサーを張っておいて、指定候補地の見直しも常に行って、いいタイミングでいい場所が押さえられるように柔軟に考えていかなければいけないと思うのです。それをどのように表現されるかというのはまた別なのですけれども、ここにどうやって書き込むとか、書き込む必要があるのかとかというのはちょっとお考えいただきたいところです。全体として保全地域の指定というのはそういうものであるということをしちゃんと認識された上で関わっていただければなと思います。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

そうですね。保全地域というのは、場合によっては、都が土地を買い取ったりすることができるということで、大変強力な保全のアプローチではあると思うのですが、それゆえにいろいろな準備とか調整といったものも必要かもしれないです。その点については事務局のほうでは何かありますか。

○松岡課長 おっしゃるとおり、基本的には、良好な自然地を指定するというございますので、私のほうとしては、原則としては、その自然環境調査をし、その自然状況がどうなっているかというのをきちんと把握した上で保全地域を指定していかないと。いろいろな自然地はたくさんあるかと思うのです。その中でも特に重要なところを見極めた上で調査をしていく必要があるかと思っています。原則としては、自然環境調査をした上でやっていくものかなと思っています。ただ、先生のおっしゃる緊急に必要性があるような場合についてのこともあろうかと思しますので、そういった場合にどのような形を取るか、このプランの中に記載するかにつきましても、改めて検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

今の須田委員の御指摘とちょっと関連するかもしれないのですが。

基本的に、この保全地域を2050年までに100ヘクタール増やしていこうという明確な目標がありますが、例えば、都民の方とかからこんな場所を保全地域にしたらいいのではないかという提案とか、そういうのを柔軟に受けられるような制度と考えていいのでしょうか。それとも、都のほうである程度指定できそうな場所というのがこれまでの調査とかいろいろな経緯から割と絞られていて、そこを確実に保全地域にしていくという考え方なのでしょうか。私も、そのあたりどんな制度になっていくのかお伺いしたいと思ったので、あわせて教えてくださいませんか。

○松岡課長 地元の都民の方からというものもありますけれども、どちらかという、市町村のほうからそういった御意見を集約した形で御意見いただくようなこともあります。ただ、そういう市町村の方からいただいたとしても、東京都としてそこを指定するかどうかという判断はまた別にありまして、今回につきましては、東京都のほうで有識者の先生から御意見をいただいた上で、特に必要な場所をあらかじめこちらのほうで選定して、そこが本当に地元にとっても必要な場所かどうかというのを逆に働きかけていく形で指定していくというスタイルになろうとしているとか、しようとしているということでございます。今までそ

ういう御意見をいただいた上でやっていた部分もあろうかと思えますけれども、今後はどちらかという、東京都側からの発信としてやっていくようになる予定でございます。

○佐伯部会長 分かりました。ありがとうございます。

そうですね。新たに指定をするというのもありますし、あと、既に保全地域になっているようなところで、連続的に拡張ができて、よりいい形でその地域の自然が保全できそうだというときには、既にそこでボランティアとか活動に関わられている皆さんからの御提案とかも柔軟に聞いてあげられるような制度になったりすると、この制度についての皆さんの関心もより高まっていくのかなと私のほうで思った次第です。

実際に土地を指定しますので、いろいろな調整が必要なことは十分に承知していますが、できるだけいろいろな形での提案とかスタイルが受け入れられるようなものになるといいかなと思いました。

須田委員もありがとうございました。

では、その他の意見について。荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 ありがとうございます。

まずは、全体的にいろいろな直していただいてありがとうございました。私が質問させていただいた広報について、制度の所管部署単体では限界があるのではないかという御指摘をさせていただいて、その部分に対して71ページにおいて修正をいただきました。直し方としては、いろいろ動いていくところの都や市区町村の取組と連携しながらという話。実情はよく分かるのですけれども、縦割りではなくて、横とか。それから、今まで皆様がいろいろなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、地域の方々とか、やりようはいろいろある。いろいろなことを抱えていらっしゃるのは分かるのですけれども、もうちょっと幅広に仕組みをいじれる部分がないのかな、何とか取り組んでいけるところはないのかなというような意見でした。

直していただいたのは、これは黒字がそうなると思うのですけれども、情報発信を充実していきますというところ。一番上のタイトルは「情報発信等」だと思うので、可能であれば「等」を入れていただいて、ただ「発信」だけではなくて、もう少し仕組み全体のところも、いろいろなことを挑戦していくという幅を持たせていただけるとありがたいと思うのです。今、私が言っているのは、発信だけではなくて、皆さんがずっとおっしゃっているような、もうちょっと柔軟性を持たせて先を見越してという形で、「等」を入れて、もう少し膨らませることは可能でしょうか。すみません、よろしく申し上げます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

私、何人かずつと申し上げましたが、時間も少し余裕があるようですので、すぐに松岡さんから今の御指摘に対してお願いできますか。

○松岡課長 私たちが考えているのは、基本的には情報発信の中に含まれているのかなと思うので。ここに「等」も入れましたけれども。

管理施設の方針とか、情報発信とは直接的には結びつかないのですけれども、きちっと管理施設をつくることによって、その情報発信にも資するような意味合いもあろうかなと思うので、それでここは「等」としているのです。申し訳ないのですけれども、荒井先生のおっしゃる「等」というのは、具体的にはどういうことを先生のほうで期待されているというか、お考えなのかを教えていただければと思うのです。

○荒井委員 伝え方がすみません。

多分いろいろなことをお考えになっているとは思いますが、仕組みをつくっていく、ただ情報発信を一緒にやっていきますだけではなくて、どういうふうに関連を取られていくのかということが多分構築されていて、非常にいい制度ですので、どちらに向くのかとか、仕組みをつくるというのは様々な捉え方があると思うのです。もちろん、施設のこととか。あとは情報を出しますというだけではなくて、どうネットワークを組むのかとか、地域の特徴をどう取り込むのかということもいろいろな含みがあると思います。

今、赤で入れていただいていることは問題ないと思うのですけれども、黒字で「その魅力等について情報発信を充実していきます」だけだと。みんなで考えながら情報発信していきますよだけではなくて、多分、都も様々な努力をされていると思うので、含まれていますということに対してもう少し読み取りやすくしておいたほうが、ただ発信だけしますというイメージにならないのではないのかなと。それも含めて、多分、青字のところは「等」と入れられているのかなと思いましたので、これから計画として進んでいくときに、書き込める部分と、まだ書き込めない、もうちょっと進めてみないと分からないという部分があると思いますので、「魅力等について情報発信等を充実していきます」というところの膨らみを持たせたほうがより使い勝手がいいかなという気がしたのです。そういう趣旨でした。

○松岡課長 分かりました。

では、改めて表現については検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○荒井委員 よろしく申し上げます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、私からも幾つか、細かいところも含みますが、気がついたことを発言させていただきます。

まず、目標なのですけれども、とりあえず計画期間を10年程度としたというお話でした。2050年までに100ヘクタールの目標値というのがあって、この10年については何か個別の目標値のようなものがないかというところがちょっと気になりました。

というのは、今、私たちはこのプランについて議論をしているのですけれども、実際に計画を立てるだけという部分ではなくて、時間がたったときに、計画がしかるべくちゃんと計画どおりに進んだかという見直しをしないといけないと思うのです。そのときに、その見直しの土台となる目標はできるだけ具体的になっていたほうがいいのかと思ったので。この計画期間での目標値はどれぐらい具体的なものを掲げられているのかというのをちょっと確認させていただければと思いました。

もう一点は、保全地域は、基本的に開発の圧力に物すごく近い部分にある身近な自然をきちんと守っていこうという趣旨で、丘陵地とか台地をターゲットにしている。端的に言えば、多摩地域とか、そういったところを中心にしていく保護地域だとは思いますが、それ以外の地域というのは対象から外れてしまうのかどうか。もしくは、多摩地域とかを中心にしていくということをかなり明確にきちんと説明して、それ以外の場所はほかの保護地域の制度、自然公園とかでしっかりやっていくので、これについてはそうした場所をターゲットにしていくのだということをもう少し分かりやすく書いてもいいのかなと思ったのです。

私からは以上の2点です。それについてコメントをいただければと思います。よろしくお願いします。

○松岡課長 最初に御意見をいただきましたのは、2030年の保全地域の指定の目標値のお話だと思うのですが、そちらについてはまだ内部で検討が必要でございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○佐伯部会長 分かりました。検討中というところですね。面積に限らず、例えば、ボランティアに関われた方々が今のよりも少し増えるといいのではないとか、いろいろな考え方ができると思います。体験してくださった方が自然についてすごく興味を持っているのではないとか、いろいろな評価の仕方があるかと思っておりますので、実際に評価がなされるときに基準になるようなものでどんなものがあるかというのを少し検討いただければと思

ました。ありがとうございます。

○松岡課長 続きまして、多摩中心かどうかということです。山地とか丘陵地というふうに掲げてございまして、そちらについては多摩のほうにしかないだろうということ。あと、台地部については一部区部に入っているものもあろうかと思いますが、私どもが考えてございますのは、これまで保全地域においてはほぼ多摩地域のみで指定してございまして、良好な自然地が残っているのは多摩地域が多いということがございますので、今後も多摩を指定していくというふうに我々は考えてございます。

以上でございます。

○佐伯部会長 分かりました。これからパブリックコメントなどもされると聞いていましたので、どの地域の方に一番関わっていただきたいとか、そういったターゲットが明瞭に書かれているといいなと思いました。皆さんから御意見をいただくときには、ぜひその部分がしっかり伝わるような形になるといいと思います。

私のイメージとしては、守るべき里山というのですか、それがこの制度でしっかり守られていくといいのかなという気もしました。文章中では「谷戸」とか、そういう表現がたくさんあるのですけれども、「里山」という皆さんがイメージしやすいすごくいい言葉もあるので、もしそういうのも組み合わせていけそうな場所がありましたら、ぜひ計画の中で表現いただければと思います。

どうもありがとうございます。

では、ほかにはいかがでしょうか。

須田委員、お願いいたします。

○須田臨時委員 たびたび申し訳ありません。

すごく細かいところなのですが、5ページに「野生動植物保護地区指定地及び対象種一覧」の表が載っています。例えば東中野だと「ワニグチソウ等」になっていて、図師小野路はきちんと「ミズオオバコ」というふうに種が明記されています。下を見ると、まだ余白もあるので、「等」と書いて濁さないで、指定されている種を全部をしっかりと書いたほうがいいのではないですか。「等」と書かれていると、適当に決めているような印象を受けてしまう。そうではないので、しっかりと書かれたほうがいいかなと思った次第です。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

松岡さん、いかがでしょうか。

○松岡課長 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。もし私が見落としていたら、お声がけいただきたいのですが、大丈夫そうでしょうか。

では、大分形になってきました。もう一回ぐらい審議があるのではしたかね。では、今日いただいた意見などをまた事務局のほうでもんでいただいて、よりよいものになるよう進めていただければと思います。ありがとうございました。

では、これで保全・活用プランについては議論を終了したいと思います。

ここで休憩に入るのだと思いますので、事務局のほうに進行を一旦お返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○千田課長 承知いたしました。事務局、千田でございます。

佐伯部会長、どうもありがとうございました。委員の皆様も活発な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

次の議題に入る前に一旦休憩させていただきたいと存じます。次の生物多様性地域戦略の改定の会議につきましては3時40分から開始させていただきたいと存じます。3時35分まで休憩とさせていただきます。こちらの会議室は一旦退室していただきまして、35分になりましたら、熊田から別途お送りさせていただいておりますけれども、生物多様性地域戦略のZoomの会議室のほうに御入室をいただきますようお願い申し上げます。何かトラブルがございましたら、緊急連絡先に御連絡をお願いいたします。

では、一旦休憩とさせていただきます。皆様御退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(休 憩)

○千田課長 委員の皆様、お待たせいたしました。事務局の環境局自然環境部計画課長、千田でございます。

時間になりましたので、2つ目の議案でございます「生物多様性地域戦略の改定について」。第9回生物多様性地域戦略改定検討会になりますけれども、こちらを開始させていただきます。

改めまして、委員の皆様、本日は、年度末のお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありが

とうございます。

ここからは地域戦略改定検討会の専門委員の方々にも御参加いただきますので、まず専門委員の御紹介をさせていただきたいと思います。

私からお名前をお呼びいたしますので、マイクをオンにして一言お返事をお願いしたいと存じます。

まず初めに、佐藤初雄委員、お願いいたします。

○佐藤（初）専門委員 皆さん、こんにちは。よろしく申し上げます。

○千田課長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、佐藤留美委員、お願いいたします。

○佐藤（留）専門委員 Green Connection TOKYOの佐藤です。よろしくをお願いいたします。

○千田課長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、鶴田委員、お願いいたします。

○鶴田専門委員 日本自然保護協会の鶴田です。よろしくをお願いいたします。

○千田課長 続きまして、吉田委員、お願いいたします。

○吉田専門委員 経団連自然保護協議会の吉田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○千田課長 よろしくをお願いいたします。

計画部会の委員の皆様及び都の職員につきましては、出席者のお名前のみ御紹介をさせていただきます。

計画部会の委員の皆様は、佐伯部会長、荒井委員、芳賀委員、細野委員、下村委員、須田委員に御参加いただいております。

都側のほうは、松岡緑環境課長、青山緑施策推進担当課長、多摩環境事務所長でございます近藤、多摩環境事務所の自然環境課長の上中、そして私、千田が参加させていただいております。自然環境部長の和田は、急な案件が出まして、この議案につきましては欠席とさせていただきます。

また、会議中のお願いでございますが、会議中は、すみませんが、常にミュートの状態とさせていただきますと存じます。カメラのほうはそのまま映っている状態で御審議いただければと思います。

御発言になる場合は、Zoomの「手を挙げる」というボタンがあるかと思いますが、こちらを御使用していただきまして、部会長が指名をいたしましたら、マイクをオンにして御発言をお願いしたいと存じます。

それでは、これからの議事進行については部会長にお願いしたいと存じます。

佐伯部会長、審議の再開をお願いいたします。

○佐伯部会長 皆さん、よろしく申し上げます。

ここからは「生物多様性地域戦略の改定について」の審議をしてまいります。

では、事務局から資料の確認をお願いします。

○千田課長 計画課長、千田でございます。それでは、私から資料を確認させていただきます。

資料２－１は、第８回生物多様性地域戦略改定検討会委員発言でございます。

資料２－２は、生物多様性地域戦略の目標に関する検討。

資料２－３は、地域戦略改定に関する今後の予定。

参考資料１は、次期生物多様性国家戦略素案の概要。

参考資料２は「東京とレッドリスト（本土部）2020年度版」プレスリリース資料でございます。

このほか、会議次第と委員名簿となります。

資料の説明は以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

計画部会の委員の皆様には、本日２つ目の議案となりますけれども、よろしく申し上げます。

では、事務局から今の資料の説明をお願いできますか。

○青山課長 緑施策推進担当課長の青山でございます。２月に引き続きになりますけれども、本日もよろしく願いいたします。

初めに、資料２－１を御覧いただければと思います。画面を共有させていただきます。

御覧いただけていますでしょうか。こちらは、前回２月17日の第８回改定検討会の委員発言を整理した資料でございます。大変恐縮ですけれども、今回も詳細な説明は割愛させていただきますが、前回は答申素案の第１章から第４章につきまして御意見を頂戴しております。恐れ入りますけれども、各自御確認をいただきまして、発言の御趣旨が違うところがありましたら、後ほどお知らせください。

資料２－１につきましては以上でございます。

続きまして、本日御議論いただく内容について御説明をいたします。前回２月17日の本検討会では、東京都生物多様性地域戦略改定に関する答申素案について御審議をいただきまし

たが、2030年に向けた目標に関する議論ができておりませんでした。ですので、本日は、東京都生物多様性地域戦略における2030年目標（案）を事務局で取りまとめておりますので、その内容について御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。画面を共有させていただきます。

資料2-2「生物多様性地域戦略の目標に関する検討」を御覧ください。

次のスライドでございます。こちらは、上段囲みに記載のとおり、地域戦略における2030年の目標（案）といたしまして、ポスト2020生物多様性枠組や次期生物多様性国家戦略などの検討状況を踏まえまして、前回答申素案の中でもお示ししておりました2050年東京の将来像の実現にふさわしい東京全体のアウトカム指標を今回検討いたしました。

中段左側に「国際的に検討されている2030年目標」とございますが、2021年7月に公表されましたポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトでは、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せるための緊急行動を取ること、また、その下、2021年10月のCOP15第1部で採択されました昆明宣言では、遅くとも2030年までに生物多様性の現在の損失を回復させ、回復軌道に乗ることを確実にするということが示されてございます。

一方で、前回の改定検討会でお示した答申素案では、自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指すということを基本理念として掲げてございます。こちらは右側の囲みにございます。

これらを踏まえまして、下段の囲みでございますが、東京における2030年の目標（案）を「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる」と設定いたしました。

次のスライドを御覧ください。こちらは「基本戦略ごとの行動目標（案）」でございます。先ほどお示した東京全体のアウトカム目標を達成するためには、3つの基本戦略を着実に進める必要がございますので、基本戦略ごとに、我々行政とともに行動する都民や企業などにも伝わりやすく、かつ、ともに目指すことのできる目標としまして、2030年の行動目標を検討いたしました。

初めに、御覧いただいている基本戦略I「生物多様性の保全と回復を進め、東京の自然を後世につなぐ」における目標でございます。目標設定の考え方でございますが、下段の囲みにもございますとおり、保全と回復を進めるためには、野生生物に関する「生息・生育環境としての場の確保」と「生息・生育環境の質に着目した取組」の両輪の取組が必要と考えて

ございます。例えば、継続して開発圧力の高い東京では、保全地域の追加指定など場の確保とともに、国において現在検討中のOECM、これは保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域と言われておりますけれども、こちらの制度構築後におきましては、OECMの促進も必要となります。また、場の確保という緑の量に関する取組や緑の質の向上に関する取組に加えまして、個々の生物種の保全に着目した取組も必要でございます。

こうしたことに加えまして、先ほど御説明しましたように、都民や企業など様々な主体に伝わりやすく、行動につなげられますよう、基本戦略Ⅰにつきましては、次のスライドで御覧いただいておりますとおり、2つの行動目標の案を設定いたしました。左側が場の確保に関する行動目標、右側が個々の種に着目した行動目標でございます。

左側の行動目標①は「生物多様性保全エリア〇〇+」といたしました。その下、目標の概要に記載しておりますとおり、既存の緑施策を強化するという視点で、2030年までに緑地の新たな確保面積、公園緑地の新規開園面積・自然地の保全管理面積の拡大を目指しまして、行政の取組として面積を目標に掲げております。具体的な面積でございますけれども、現在精査中でございますので、この資料の中では「〇〇」とさせていただきます。

さらに、行政だけではなく、先ほど御説明をいたしましたOECMなど民間の取組を「+」という形で表現いたしまして、様々な主体とともに保全エリアを拡大するという目標としてございます。

下に3つ、A、B、Cと並んでございます。Bの「公園緑地の新規開園面積」につきましては、これまでも東京都として目標としてきましたが、今回、保全地域の指定など、Aの減少する緑地の確保面積につきましても目標に入れていきたいと考えてございます。また、一番下のCの「自然地の保全管理面積」でございますが、こちらにつきましては、仮に緑地を確保しても、きちっと手入れをしないと生物多様性の劣化が進んでしまうため、今回の地域戦略の改定におきましては、こうした自然地に対して手を入れていくことについても目標の面積に加えていきたいと考えております。

次に、右側の行動目標②でございますが、「新たな野生絶滅ZEROアクション」としてございます。下の目標の概要に記載のとおりでございますが、地域戦略改定に伴う生き物対策の視点で、野生生物種の新たな絶滅がゼロとなるような取組を都民など様々な主体とともに実施することを目標としております。この目標で「アクション」という表現をしておりますのは、単に結果として新たな絶滅種をゼロにするという目標ではなく、東京に生息・生育する野生生物が将来にわたりまして絶滅することがないような社会を目指す旗印、フラグとして

設定をいたし、それに向けて、都民も含めたいろいろな主体が行動に移していくといった趣旨を目標に反映したものになります。

こうしたアクションによりまして、その下の効果に記載してございますが、外来種対策などの保全策やモニタリング調査など様々な取組を進めていくことを目指します。例えば、右下の囲みでございますとおり、現在、CR（絶滅危惧ⅠA種）で、何もしなければ野生絶滅に向かってしまうアズマシライトソウであるとか、オガサワラカワラヒワといった動植物がございます。こういった種の保全を進めることによって絶滅を回避する。また、EN（絶滅危惧ⅠB類）と言いまして、ⅠAよりランクがちょっといいというか、こういったものなどのさらに改善につなげることをこの目標の成果のイメージと考えてございます。

次のスライドを御覧いただきたいと思います。こちらは参考でございます。これまでこの検討会でも御意見を頂戴しておりました国際的な目標である30by30は、2030年までに世界の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することが目標でございます。こちらに関する資料でございます。

この30by30につきましては、資料の左側に記載しておりますとおり、ポスト2020生物多様性枠組でありますとか、2021年6月に英国で開催されましたG7サミットの自然協約の中でも、御覧いただいているような記載がございまして、日本政府としましてはG7サミットでこの自然協約を約束しているという状況でございます。

最後、下の※のところに、都内における関連情報ということで記載をさせていただいております。いわゆる保護区域であります国立公園、国定公園などの自然公園は、実は東京都全体の面積からするともう既に36%を占めているという状況で、国際目標30%を超えている状況でございます。また、その下に東京のみどり率。こちらは平成30年の調査でございますけれども、本土部のみの数字で52.5%という数字となっております。

次のスライドを御覧いただきます。基本戦略Ⅱ「生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす」における目標となります。行動目標を御覧いただきますと、「Tokyo-NbSアクション推進～自然に支えられる都市東京～」といたしております。このNbS（Nature-based Solutions）でございますが、自然を基盤とした解決策ということでございます。目標の概要に記載をしておりますとおり、生物多様性は生きものの生息・生育環境以外に、食料の供給や災害の防止など社会的課題の解決に資する様々な価値を有しております。こうした大都市東京を支えている自然を基盤とした様々な解決策となる取組、つまり、アクションを行政や事業者、民間団体などの各主体がともに推進することを目標として掲げ

ております。

この目標の達成に向けましては、各主体の取組を都が自然の様々な価値と見える化することで取組を促進いたします。具体的には、NbSとしての効果でありますとか成果を整理いたしまして内外に発信することなどを想定しておりまして、2030年までをNbS定着の期間といたしまして、その後のさらなるNbSの取組を加速させていきたいと考えております。

一番下【目標設定に伴う効果】でございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、NbSの取組やその価値を見える化することでさらなる取組の促進を図るほか、都外への波及効果も期待できると考えてございます。

次のスライドを御覧いただければと思います。こちらは、Tokyo-NbSアクション推進にあたっての留意事項を整理した資料でございます。上段の■を御覧いただきますと、目標設定に当たっての考え方でございます。前回御説明をしたとおり、基本戦略Ⅱは、生物多様性の恵み、つまり、生態系サービスの持続的な利用に関する戦略でございます。生態系サービスは、基盤サービスのほかに、食料や水などの供給サービス、雨水の流出抑制などの調整サービス、郷土料理などの文化的サービスと多岐にわたるため少々難しい面がございました。そのため、特定の分野ではなくて様々な分野への貢献が進むようなアウトカム目標を検討いたしまして、他の目標と同様に、都民や企業などにも伝わりやすく、ともに目指すことのできる表現で基本戦略Ⅱの目標を設定しております。

また、アクションの推進に向け収集する各主体のNbSの取組事例につきましては、IUCN（国際自然保護連合）が定めますNbSグローバルスタンダードを踏まえまして、自然の活用により他の社会的課題に寄与したとしても、生物多様性を棄損するような事例ではないか、こういったところに留意する視点が必要と考えております。

次は、あくまでも具体的なNbSの事例のイメージとしてお示ししているものでございます。資料が少々小さくて恐縮でございます。ちょっと拡大をさせていただきます。

右側の資料は、国土交通省が実施をしておりますグリーンインフラ大賞を受賞した事例となっております。「グリーンインフラ」という言葉は、委員の皆様、お聞きになったことがあるかと思いますが、実は国土交通省のほうではこの定義づけをしております。ちょっと難しい言い方になるかもしれませんが、社会資本整備や土地利用等のハード面、ソフト面の両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土、都市、地域づくりを進める取組と、分かったような分からないような言い回しになるのですが、こういった形で定義しております。このグリーンインフラ自体、NbSの一部という

ことで整理をされています。

御覧いただいている事例について、例えば左側で整理をしているのですけれども、調整サービスでありますとか、文化的サービス、基盤サービスなど、こうした生態系サービスごとに施設における効果などを整理いたしまして、自然の価値を見える化することで、Tokyo-NbSアクション、この目標に掲げましたアクションを推進していきたいと考えてございます。

最後になりますけれども、基本戦略Ⅲ「生物多様性の価値を認識し、都内だけではなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる」における目標でございます。スライドを御覧いただきますとおり、行動目標を「生物多様性都民行動100%～一人ひとりの行動が社会を変える～」というふうに設定いたしました。

その下【目標の概要】に記載しましたとおり、生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、生物多様性の言葉の認知や意味の理解だけでは足りない、実際に都民一人一人が行動に移すことが何よりも重要でございます。そこで、都民の行動に焦点を当てまして、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標として掲げております。その指標といたしましては、定期的にアンケート調査を実施することで都民行動を把握したいと考えてございます。

一番下【目標設定に伴う効果】でございますが、目標の達成に向けまして、生物多様性に配慮・貢献する行動を促進することで都民行動が増加し、都内だけでなく都外における生物多様性への配慮・貢献も進むことが期待できると考えてございます。

次のスライドの10番目も参考でございますが、今後、検討したい生物多様性の都民行動アンケートに関する事項でございます。例示といたしまして、右側に図表をお示ししてございますが、こちらは2020年に実施をいたしました都政モニター調査の結果の一部抜粋でございます。設問といたしましては「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」といった設問でございます。具体的なクエスチョンは左側の一番上に書いてございますが、「あなたが自然環境や生きもののことを考えて、日頃から心がけていたり実践したりしていることはありますか」というような設問でございます。具体的には、プラスチックごみを出さない、食品ロスを減らす、また、旬の食材や地元の農産物を選んで購入するなど、こういった設問を設定してございます。

もう一度右側の図表を御覧いただきますと、一番下に赤丸で示しているかと思えます。この調査では、モニターの中の1割強の方が「特に何もしていない」と回答しております。ここをゼロとすることを目指し取り組むことがこの基本戦略Ⅲの目標でございます。

一方で、この都政モニター調査でございますが、左側の真ん中の■に記載しておりますとおり、実は都政に関心の高い都民がこのモニターとなっておりますので、非常に高い数字が出る可能性がございます。そのため、指標として都民行動を把握するためには、この都政モニターとは別に調査を行いまして、また、定期的に調査を行っていく必要がある、定期的な調査をしてモニタリングをしていく必要があると考えております。

一番下、3番目の■でございますが、こちらは生物多様性に配慮・貢献する取組としてどのような行動を設定するのかを検討するための注意点でございます。生物多様性に配慮・貢献する取組には、実際に保全地域での保全活動など直接的なものから、食品の消費行動など間接的なものまで、また、都内に対する貢献もございまして、都外に対する貢献もございまして。さらに、生物多様性保全に対する効果が高いものから低いものまで様々なレベルがあるかと思っております。

そこで次のスライドを御覧いただければと思います。生物多様性に配慮・貢献する取組(案)といたしまして、都民がふだんの生活の中で生物多様性に対して取り組むべき具体的な行動につきまして、本日御出席いただきました委員の皆様からアイデア、御意見を頂戴したいと考えてございます。本日いただいた御意見につきましては、生物多様性に関する都民への普及啓発でありますとか、現在、別途検討が進められております東京都環境基本計画の中に「配慮の指針」というものが定められておりますけれども、こちらへの参考にしたり、あとは、当然ながら、基本戦略Ⅲの行動目標の指標となりますアンケート調査の項目として参考とさせていただきますと考えてございます。

今お示ししている表でございますが、生物多様性に配慮・貢献する取組の例といたしまして、ここでは都民の行動を10項目例示してございます。こちらの項目ですが、前回お示しした答申素案の基本戦略Ⅲの行動方針も参考にしましてここに記載しております。

このうち上の1番から5番目の取組につきましては、右側の備考欄に記載しておるのですが、生息・生育環境の保全でありますとか、自然に対する働きかけの拡大、希少種保全など直接的な行動になってございます。以下、6から10番目は、商品や食品の消費など間接的な行動に関する取組ということで整理してございますので、御意見を頂戴する際の参考にさせていただければと思います。

なお、今日は詳細な御説明は割愛をさせていただきますけれども、参考資料といたしまして、次期生物多様性国家戦略素案の概要と東京都レッドリスト2020年版を公表した際のプレスリリース資料を参考としてつけさせていただきます。御参考いただければと思いま

す。

説明が長くなりましたけれども、資料2の説明は以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

この会では、東京都の生物多様性地域戦略の改定について議論をしていて、前回の会議で、いわゆる地域戦略の本体について皆さんからの非常に活発な御意見をいただいたところだと思うのですが、その中の第4章になりますか、最後の章のところ、では、具体的に何をしていくのかというような行動の方針とか基本戦略を説明しているところがあって、それぞれにどんなアクションが可能かというのをすごく議論していただいたと思います。その部分に反映させる大きな目標の部分はこのプレゼンテーションにまとめてもらって、これについて今日は皆さんに御議論いただくということによろしいでしょうか。

○青山課長 よろしく願いいたします。

○佐伯部会長 それで、この部分についていろいろな意見を言っていただいて、それをまた本体の地域戦略の文章の中にできるだけ入れ込んでいくような形での議論ということによろしいですか。

○青山課長 はい。

○佐伯部会長 今日はこちらの議論は4時半までということですね。時間は限られていますけれども、すごく大切な部分かと思しますので、皆様、ぜひいろいろな御意見をお願いいたします。

御意見のある方はZoomの挙手機能「手を挙げる」という機能を使っていただいて、御発言をお願いできればと思います。また幾つかまとめて御意見をいただきまして、そして事務局からコメントをもらうという形にさせていただきます。

では、細野委員、お願いいたします。

○細野委員 細野です。

先ほど聞かせていただいた中で、都政モニターは一般の方に意見を聞く予定だというふうに出てきたと思うのですが、なれるのが18歳以上でしたか。もうちょっと若い世代、高校生とか小・中学生にも意見を聞いてほしいなと思ったのでちょっと意見を。

あと、聞く内容なのですが、若者、Z世代にとっては、買い物は投票というふうに最近すごく言われていて、ボイコットならぬバイコット、買って応援、買う場所を選ぶというのが造語としてできているぐらい、買い物、消費行動による森林保全とかそういうことへの意識がすごく高まっていると思うので、そういうものも選択肢として入れてほしいなと思

いました。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

次は、鶴田委員、お願いできますか。

○鶴田専門委員 鶴田でございます。

4枚目の【目標の概要】のところですか。既存の緑施策の強化の視点ということなので、どうしても書きぶりが緑、陸地のことの表現に終始しているところが気になりました。例えば、2030年までに「緑地の新たな確保」というところを「緑地・干潟・藻場の新たな確保」とか、「公園緑地の新規開園」というところも「海上を含む公園緑地の新規開園」などにするといいのではないか。先ほど、東京は既に36%、本土部みどり率52.5というのがありましたけれども、これは全て陸地の話だと思いますので、30by30は、海も30というのが世界目標としてはハードルの高いところなので、海を持っている都道府県というのは日本の中でも限られているので、東京都もそこにはちゃんと貢献をコミットする姿勢を表現することが大事ななと思いました。

あと3つあります。

7枚目のところのNbSアクション推進です。一番下の「事例作成にあたっての留意事項」の最後の行「生物多様性を棄損するような事例でないか留意」というところですけども、その棄損するというのはもとより、NbSなので、持続的に利用できる保全貢献があるかというのもしっかりと留意しなければ。ほかの課題解決に非常に資するとしても、生物多様性の保全貢献というところがマイナスになるというのは困るので。マイナスであるということは持続的な利用にならないので、そこは留意点としてはもう少し強調が必要かなと思いました。

8枚目、その次のページのNbSの事例です。「江戸のみどり登録緑地」などもされている事例なので、関係者の方がいらっしゃるかもしれないのですが、NbSの事例として、この大きさの建物をこれだけの規模で建てたときに、こういう緩和策というのは、もちろん、やらないよりやるほうがいいわけですけども、NbSの事例として出すのはちょっと弱いかなという気がいたします。

実際、立地としては、竹芝の港のところから後ろの芝離宮の間に大きな建物として建った状態で、コリドーとしての役目と雨水の貯留機能とかで防災上というところが強調されているわけですけども、コリドーということ言えば、前の高さの建物で、例えば屋上まで全部緑化しているとかいうほうが当然よいかとも思います。今、東京湾の臨海部の開発で典

型的なのは、高い建物で海と陸の風の通り道を遮蔽してしまうというのがすごく問題になっているところでもあるので、ここはちょっと表現を工夫するか、事例を変えて、例えば、この間も港湾局のほうでシンポジウムをされていましたがけれども、葛西海浜公園とかだったら、観光利用とか経済面の効果とともに、海水の浄化とか、生物多様性保全とか、災害のバッファ機能とかというのはすごく可視化しやすいと思うので、そういった事例を考えるほうがいいのではないかと。

最後もう一点。11ページ目、先ほどの都政モニタリングの10項の質問です。6と9は、先ほど細野委員もおっしゃっていましたが、選択するというところで、環境配慮商品とか、地産地消とか、恵みを選択するというところで集約できるかと思うのです。社会を変えるための都民行動とうたうためには、日常行動だけでなく、なりわいとか仕事、経済事業もそうですけれども、教育とかも含めて、全てでそういう生物多様性に配慮・貢献することを目指したいと思うので、それが間接的というよりは、仕事の中でどうやって生物多様性に貢献していくかみたいなことを真剣に考えていただくというアクションというのはぜひ入れていただきたいのです。なので、10番目とかに、友人とか家族に話すだけではなくて、自分のなりわいや仕事、教育の中で生物多様性保全に貢献できることを探して実践するというような具体的な行動までぜひ入れていただきたいと思いました。

長くなりましてすみません。以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、もうお一方。佐藤留美委員、お願いいたします。

○佐藤（留）専門委員 佐藤です。ありがとうございます。

私のほうは、3ページ目の基本戦略Ⅰなのですが、やはりこれが非常に重要だと思っていて、生物多様性の保全と回復というのが全ての土台になって、ここがないとほかの戦略も意味がないと思っています。「東京の自然を後世につなぐ」というところの目標設定の考え方というのは、これはこれでいいのですが、これだけで全然足りないのではないかと考えております。私が関わっているこういった生物多様性保全の取組ということでは、3つの柱でこの基本戦略Ⅰと同様のことを説明しているのです。

3つの柱というのは、1つ目は実際の保全です。この委員会でも何度も言われてきたように、データの収集とか、モニタリング部分が非常に弱くて、自然環境の現状が把握されないと、どれだけ保全してどれだけ回復したのかというのが確認できないので、まずその基盤をきちんとつくるということです。そういった体制をつくるということが必要。データの収

集とか。あとは、東京には自然史博物館がありません。デジタルでも、東京都のデジタルツインのプロジェクトが始まってホームページがアップされていますが、今、自然のところは空っぽな状態なのです。デジタル局とも話をしまして、ここの自然環境のデータなどは、博物館はないのですが、デジタル博物館的な役割を果たせないかという話もしています。そういったデータをきちんと収集して、つないでいくというか、継承していくことが必要です。

そのデータも、例えば絶滅危惧種をどう保全していくのかというところでの技術的なこともあると思うのです。今、都立公園の中でも、絶滅種を復元しているという例がありまして、絶滅危惧種はもちろんなのですが、そういう技術継承も、今、博物館がない中で廃棄してしまうのかなど。ほかのところでもいろいろやっつけらっしゃると思うのですけれども、そういったことも含めてのデータを、技術も含めて積み重ねていくことが必要だと思います。

3つの柱の2つ目は普及啓発です。普及啓発の話はこの後の項目でもありますが、この保全・回復を進めていくというところでは、普及啓発の中でも人材教育が非常に必要になってくる。その人材教育の仕組みが、緑分野と教育分野が縦割りになっていてつながっていないということは現場で日々感じていまして、ここのところを部局間、庁内でもきちんとつなげていく必要があるのではないかと思います。

また、普及啓発ということでは、観光とか、東京のPRの広報ですね。そして、ブランディングというところにもつなげていく。例えば「東京」という名前がついているのが要ということもそうですけれども、そういったブランディング的なことも必要で、そういった教育や広報の部分の普及啓発。

3番目がパートナーシップ保全ということ。様々な関係者とともに、方針と計画と実践の3段階がないと、実際の保全回復はできないので、その部分です。パートナーシップをきちんとつないでいくということ。

この3つの柱を全て行うことによって生物多様性向上が非常に進むというのは、私たちが行っているところでは成果が相当上がっているのですけれども、それをきちんと指定していくことが必要なので、この戦略にこだわらない形で書いているのですけれども、そこはもっと書き込んでいかないと、実際には社会実装が全くできていかない。お題目は唱えているけれども、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思います。

先ほど鶴田委員がおっしゃっていた企業関係の話は私も大賛成で、今、企業のCSVとか、実際、企業の様々な技術を使って、この中でも自然環境の保全・回復というのを進めているのです。そういった事業をこういったところでもきちんと聞いていく。今、何となくふわっと

した感じで柔らかいのですが、もっと企業の方々、事業者の方々が仕事として行っていったり、また、こういう環境保全を仕事にしていくという意味で、今、レンジャーやコーディネーター的な役職も公園緑地の中で活躍して、先ほど申し上げたような3つの柱を進めておりますが、そういった職業というのを選べるような、そういった職業が広がって多くなっていくような、そういう取組も必要だと思いますので、そういった方向も必要ではないかと思っております。

以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

では、ここまでの御指摘について事務局からコメント等をお願いいたします。

○青山課長 青山でございます。多数意見を頂戴しましてありがとうございます。

初めに、細野委員から、若い世代にも意見を聞いてほしいというお話とか、Z世代の方々は買う場所も選んでいる、そういった意識が高いといった御意見がございました。非常に参考になる意見だと思います。

先ほど御説明がちょっと足りなかったかもしれませんが、都政モニターにつきましては、細野委員おっしゃったとおり、18歳以上、あと500人という限定的な数でのモニターとなっております。今後、我々がアンケート等をやっていく対象としましては、もう少し幅広く、調査項目も含めて、今日いただいた御意見も含めた検討をさらに進めたいと考えてございます。

鶴田委員から何点か御指摘をいただいております。まず、こちらの基本戦略Iのところでの御指摘で、目標設定が陸域だけであって、海域も含めた目標にしたらいいのではないかという御意見だったかと思っております。

こちらは、今、A、B、C、陸域の部分のみの検討を進めているところでございまして、御指摘いただいた葛西臨海公園の取組も我々も存じ上げてございます。今回はここで面積という形で入れようとは考えてございまして、海域についての面積をどういう形で入れ込めるのかというのはもう少し検討が必要かなと考えております。

次に、NbSの関係で2点ほど御指摘をいただいたかと思っております。これから事例を集めていくという部分で、持続的な利用への貢献、要はマイナスでは困るよというような御指摘だったかと思っております。私どもも、やはりマイナスになっては困る。IUCNのほうでも、棄損するような事例ではないというのが大前提と認識してございます。今後、事例を集める、あとは、それをどうやって公表していく、見える化していくというところは、まさにこれから具体的な

検討を進めていくところでございますので、改めてその中でどういう事例を定義するのか、設定するのかというのをも併せて検討していきたいと考えてございます。

次、御指摘いただいているのがこちらの事例です。こちらの事例は、おっしゃるとおり、昨年開業したポートシティ竹芝という建物でございまして、分かりやすいという意味合いで出させていただいたものでございます。具体的にどういう事例を集めるかというのは、先ほども申し上げたとおり、これから具体的な中身を詰めていくということを考えてございますので、その中で検討していきたいと思っております。

最後、アンケートの貢献の項目でございます。こちらは、商品選択の部分で集約できるといった御意見をいただいたり、あとは、日常生活だけでなく自分の行動全てに関わる貢献というものも入れたほうがいいのではないかという御意見でした。まさしくそういった御意見、ぜひ参考にさせていただきます。今後、具体的な取組については検討を進めていきたいと思っております。

最後、佐藤留美委員から何点か御指摘いただきました。基本戦略Ⅰ、やはりここが重要だということで、自らのお取組は3点が柱だというお話を頂戴してございます。私どもも保全に当たっては、データというものの重要性というのは認識してございます。今、我々が収集しているデータもございまして、これから集めていかなければならないデータも多々あるかと思っております。具体的にどうするかというのはまさにこれから都の中で検討を進めていくところでございます。先ほどのもう一つの柱であります普及啓発もそうですし、いろいろな主体との連携、パートナーシップの部分についても、どういう仕組み立てが必要なのかといったこと、逆に、どういう方々と連携していくことが必要なのかということも、まさに今、部内で議論を始めたところでございますので、戦略の中でどこまで具体的に書けるかというのは、今の時点で何とも申し上げにくいところではありますけれども、具体的に動き始めているということだけはお伝えしたいなと思っております。

私からは以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

次に、芳賀委員、お願いできますか。

○芳賀委員 芳賀でございます。

先ほど鶴田先生もおっしゃってございましたNbSの事例のイメージというところでポートシティ竹芝が出ております。私も、この事例というのはすごく大事で、都民としてもこの辺のところ具体的に書いていると分かりやすいというところではすごく大事なところなのだと思います。

うのですけれども、ポートシティ竹芝だけだと若干シャビーな感じがしないわけではないかなというのをまず第一に感じたところでございます。

例えば、このポートシティ竹芝の場合で言うと、確かに、建物内部の環境配慮の施設等というのも重要なのですけれども、都民からすると、竹芝新八景と言われる段々状になった緑地のところがこの施設の顔なのかなと思うのです。仮にこのポートシティを出すのであれば、例えば蜂を飼うとか、水田にしているとか、菜園にしているとか、規模は小さいのですけれども、こういったものを全面的にPRしたらどうかと個人的には思っております。

あと、竹芝というと、同時期にウォーターズ竹芝というのもできてまして、アトレですとか劇団四季の劇場があるところなのですけれども、ここには水辺があって、船着き場ですとか、干潟があるということで、この干潟を訪れた人もここで少し遊んだりできるということです。干潟の整備をするというのはすごく珍しいなと思っておりますので、このポートシティと一緒にぜひウォーターズのこの干潟あたりも紹介していただければと思います。

また、森ビルさんが住宅複合施設の開発をする中で、ちょっと大きめのビオトープを地元の住民を入れて保存したり、あと、オオタカがよみがえったというような森をつくったりもしていますので、そういったものもこのイメージに合うものではないかと思えます。いろいろと探されていったらいかがかと思いました。

以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

次は吉田委員、お願いできますか。

○吉田専門委員 吉田でございます。

今日のこの資料2-2の目標(案)についても、それぞれの行動目標、基本戦略Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと読ませていただきまして、かなりアップデートを意識しながら、分かりやすくまとめようという御意向はすごく伝わってくると思って聞いておりました。

結論から言うと、さらに都民の方々一人一人、それは企業人であったり、働く昼間人口の人もそうですけれども、一人一人に呼びかけるという意味では、間接的な貢献のようなことも、都市ならではの。例えば最後のページの【生物多様性に配慮・貢献する取組(案)】というところですが、1から4というのが、どちらかというと自然の中で取り組むような具体的な取組例で、5以下が都市の中でできるようなこと。細かいことを言ったらいろいろあるかと思うのですけれども、いろいろ見ていると、私のつたない頭で考えるようなことは、この区分の中に大抵入っているみたいだなと思って見ていました。

例えば、都市型の生活の中で、生物多様性そのものにどうやったら貢献するかというのは分かりにくいですが、間接的貢献ということであれば、食べ物を残さないようにして食べ物に感謝しようとか、産地に興味を持とうとか。あと、NbSとも関連するかもしれませんが、省エネを心がけようとか、外に出て木陰で休もうとか、そういうことだったり、物を大切にしよう、ちょっといいものを買って長く使おうとか、一見ちょっと分かりにくいものですが、その分野の先生方にとっては非常に浸透しているようなこと、そういうレベル感も少し入ってくるといいかなと思いました。

来年度、結構大きな動きが国際的にも国内的にもあると思っています。まず1つは、8月、新しい世界目標の採択の会合が行われるのではないかと見通しです。その後に国家戦略があって、来年の今頃には、TNFDのフレームワークというのが出るのではないかとされています。そうすると、事業者の話もこの会議の中で出ましたけれども、情報開示ということの意識がだんだん高まってくる。来年はそんな1年になるのではないかと。変化の兆しはかなり出てくるのではないかと。潮目という意味ですが、そういう意味では、新しいキーワードみたいなものは、NbSもそうですけれども、今後何年か使う地域戦略ですので、積極的に入れていったらどうかと思っています。

ちょっと思いつきに近いですけれども、最近、ネイチャーポジティブという言葉がすごく出てきていて、生物多様性都民行動100%ということ、まさにネイチャーポジティブかなと思っています。ネイチャーポジティブの定義は何ぞやというのはあると思うのですが、そういうことだったり。

あるいは学習の件です。最後のページにあるような主流化のところですが、セミナーとかイベントみたいな専門家の方々が出ていく場所だけではなくて、家族で水族館とか動物園とか植物園に行こうでもいいと思いますし、窓とかドアの隙間を閉めて冷房をつけましょうでもいいかもしれません。そういうことを少し開いていったらどうかというのが個人的な感想です。特にネイチャーポジティブという言葉とか、30by30という言葉とか、統一目標がなかなかつかれないこの分野で、これから多用されそうな言葉が新しく出てきているような気がしますので、何年か使う基本計画、地域戦略の中ですから、そういったものもどんどん取り入れていかれてはいいかなと思った次第であります。

私からは以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

では、荒井委員、お願いできますか。

○荒井委員 ありがとうございます。

4 ページですか、基本戦略 I のところで面積の話をされていたと思います。今の話と関係したり、ちょっと違う観点からかもしれないのですが、2030年と2050年の目標値は、地球温暖化の対策も一緒に動いていて、再生可能エネルギーを導入というのも同時に動いている大きな問題だと思います。それは必ず共存していかなければいけない。長期のビジョンで見ても、どちらかだけではなくて、生物多様性も進めなければ絶対いけないし、再生可能エネルギーで地球温暖化を抑えていかなければいけない。両方あります。

先ほど面積に関しては、今、具体的に詰められている、検討中ということで、部局間調整とか国のほうとの調整も様々入ってくると考えています。私、環境アセスメントにもかなり関わっているのですが、太陽光の問題というのはかなり大きい。だから、それは両方進めなければいけない、守らなければいけないし、つくりませんということもできないということで、かなり頭を悩ませながら進めているところです。ですので、この面積の部分も、生物多様性だけで進めていくと太陽光とかでぶつかって、どうしようという部分が必ず起きてくる問題なので、調整をされていくときに、環境省さんではゾーニングとかポジティブアセスを進めていく中でどういうふうに共存を図っていこうかというのが出てきている部分ですので、今想定できることの中での部局間調整というのはしっかりと行っていただきたいと思っています。

希少種はもちろん残さなければいけないです。希少種も、日常的なものの中で、今、里山の中にも太陽光が入り込んでくる中で、それをどう残そうかというときに、ここはだめだけれどもここはいいとかいう考え方が必要になってくるので、面積を考える上でもそこら辺のビジョンを持っていただきたいと思っています。

さらに、先ほども御指摘ありましたけれども、アセスのことです。モニタリングとか、事後調査とか、データの収集をして、今後どういうふうにバランスを取っていくのか非常に重要な点ですので、お互いが協力し合いながら着地点を見つけていく中で、この面積をどういうふうに考えていくかという中では、より広い面での部局間調整を今から行っていただければと思っています。

すみません。以上です。

○佐伯部会長 どうもありがとうございます。

では、これから青山課長にコメントをいただこうと思うのですが、

○原口専門委員 すみません、原口です。今、うちのPCは「手を挙げる」機能が使えないの

で、発言させてください。

○佐伯部会長 分かりました。お願いします。

○原口専門委員 先ほど吉田委員からもありましたけれども、TNFDの開示草案の第一弾が3月15日に公開されました。その観点からちょっとコメントさせていただきます。

TNFDでは、気候変動と違って、CO₂の場合は出した場所と影響を受ける場所が一致しませんけれども、それに関連するリスクとかチャンスというのは場所にひもづいていると考えていますので、事業者にとっては、その事業をしている場所にひもづいているところの自然への依存と影響がどうなっているか、そこを発見するところから始めてくださいというような提案になっています。

そうなりますと、今後、企業が情報開示をして、リスクアセスメントをしていくときに、東京都内に大きな事業を展開している企業の場合であれば、その都内の自然に対してネガティブな影響を与えているのか、もしくはネイチャーポジティブ、要はプラスの影響を与えるにはどうしたらいいかというところを模索していくことになります。そうなりますと、この基本戦略は何が書いてあるか、ここまで東京都に根ざしている、ここまで行けばプラスだと考えるということの一つの目標値にしていくことになります。ですので、先ほど鶴田委員からあったように、例えば緑以外の湿地とか、河川とか、そういったところに関する記述がないと目標設定ができない。何をもち自分たちの事業活動がネガティブになるのか、アクションになるのか、よく分からないということになってしまうということです。

ですので、先ほどの竹芝の事例として、企業に誤ったメッセージを与えない、要するに、こういうことをやればネイチャーポジティブというふうに評価されるのではないかという誤解を与えないような記載の仕方、事例の提供の仕方が必要になってくると思います。そういった観点でもう一回、事業者にとっての目標設定のシナリオを作成するときの参考条件になるかどうかという視点で見ていただければと思います。

もう一つは、最後にあった行動リストの中で、東京産の食品を購入するとありますが、これについては、みどりの食料システム戦略を農水省がつくって、2050年目標で、GBFを先取りする形で、農薬の使用量とか肥料の使用量の削減、それから、有機農業の面積を拡大するというのがありますので、ただ単に都の農産物ではなくて、低農薬とか、減農薬とか、有機産品を積極的に購入するという形の記載のほうが望ましいのではないかと思います。

以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

すみません。既に時間を過ぎてしまっているのですが、せっかくの機会ですので、できるだけ意見をお伺いできればと思っています。もし御予定のある方がいらっしゃいましたら、チャットとか何かで事務局か私のほうまで御連絡いただければと思います。どうもすみません。

では、青山課長からコメントをお願いします。

○青山課長 青山でございます。幅広の意見を多数いただきまして、本当にありがとうございます。

初めに、芳賀委員からNbSの事例のお話を頂戴しました。確かに、ポートシティの近くにウォーターズという人工干潟を造ったというのは、私、まだ見に行っていないのですが、そういった事例があるというふうには伺っております。そのほか、既存の取組でも企業さんはいろいろ努力して、生態系に配慮した緑化であるとか、ビオトープを造ってございますので、そうした事例も含めて、どういった基準で集めるかということにつきましては、先ほども申し上げたとおり、これから鋭意検討を進めたいと考えてございます。

次に、吉田委員から参考になる御意見を幾つか頂戴しました。後ほどちょっと御説明をしようと思っておったのですが、確かに、今年2020年度、国際的に非常に動きのある年ということは私どもも認識してございます。

あと、原口委員から、TNFDについてのフレームが出てくるというお話もありました。気候変動対策に続き、生物多様性についても少しずつ皆さんの中に認知されていく、認知せざるを得ない状況になっているのかなと考えてございます。私どももその辺をちょっと意識いたしまして、今回の目標設定に当たりましては、「NbS」という、まだ一般の都民の方にはなじみのない言葉でありますけれども、企業の方々にとっては気になるキーワードかなと考えてございます。吉田委員がおっしゃられた「ネイチャーポジティブ」という言葉も、確かにカーボンニュートラルと一緒に使われてきている言葉でございますので、こうした御意見を参考に、引き続き、戦略のほうの記載について工夫をしていきたいと考えてございます。

次、荒井委員からの気候変動対策と同時解決が必要だというお話、非常に重要な御指摘だと考えてございます。実は、荒井委員に御出席をいただけなかったかと思うのですが、今、この検討会が所属している自然環境保全審議会とは別に、環境審議会という審議会を別途開催してございまして、生物多様性だけではなくていろいろな資源循環でありますとか、環境全般にわたる環境基本計画の策定を議論いただいているところでございます。その中で、気候変動と生物多様性の連関という御意見、重要性なども委員の皆様から盛んに言われており

ます。今度は具体的な施策になるわけですが、この辺は基本計画にどういう記載をしていくかということもそうですし、あとは、気候変動対策と、我々が進めようとしている生物多様性の保全の対策とうまく調整が進むようにこれから検討を進めていきたいと思っています。

最後、原口委員からTNFDの動向につきまして御意見を頂戴しました。ありがとうございます。その中で、今のTNFDの枠組みができるということなので、その取組が進むような都の目標が必要であろうという御指摘だったと思います。

先ほど鶴田委員からも水辺のお話の件の御指摘を受けております。緑地と書いてある中にも、皆様御存じかもしれないのですが、東京都で指定している保全地域がございまして、その中に里山的な水辺環境を含んだエリアがあったり。たしか、海辺についてはその中には含まれていないのですが、水辺の取扱いについては、この目標の中でどういう位置づけができるのかは引き続き検討を進めたいと思います。

もう一点は、原口委員から、食品の関係で。今、農林水産省で食料システム戦略が策定されてきて、御指摘いただいたとおり、農薬減とか化学肥料の減といった目標がその中に掲げられているということは認識をいたしております。

最後、こちらの貢献の取組のところの御指摘だったかと思うのです。有機栽培された作物を使おうとかいうことだと思うのですが、その辺の設問の考え方についても今後の参考とさせていただきますと思っています。

以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。

時間を過ぎてしまってすみません。

では、手を挙げてくださっている須田委員、お願いいたします。

○須田臨時委員 私が感じたのは、4ページに行動目標①と②が書いてありますね。恐らく、①はその前のページにある場の確保の話で、②のほうは質の話を意識されて書かれているかと思うのです。場のほうはともかく、私がちょっと気になったのは②のほうです。「新たな野生絶滅ZEROアクション」というのは非常にキャッチーな感じで、一般の人にも響くので、それはそれでいいかもしれないのですが、実は、野生絶滅をすることだけが問題ではなくて、それよりも、例えばENとかVUとかNTのものがどんどんランクが上がってしまうとか。今まで実際にあるのですが、ランク外だったはずのものが、10年たって調べてみると、いきなりCRとかENになっている。下手すると、これはいないのではないかとというぐらい急速

に生きものがいなくなっているのです。なので、野生絶滅ZEROというのは、あくまでもそういうものの一つの御旗みたいなもので、実はそれだけではなくて、野生生物全体のこれ以上の減少を押しとどめて、さらに回復を図っていくというようなニュアンスが中に含まれていればいいのかなと思います。

あと、植物などだと、埋土集団を使って絶滅したものを復活させることも実際にできてきているわけです。なので、そういう視点も入れてもいいですけども、この文章量で全部は入れられないので、中身としてはそういうものにしていただけるといいのかなと考えています。

あと、次のページに30by30の話が書いてありました。東京都は30by30をもう達成しているのですね。恐らく、G7の首都でこれを達成しているところは余りないかと感じるのです。

これは数字のからくりには陥りやすいので一つ気をつけなければいけないのは、そもそも日本の保全地域とか保護地域と海外の保全地域とか保護地域の中身が結構違うのです。例えば、日本の国立公園だと、完全に開発が規制できるのは一番真ん中にある特別保護地区という場所しかないのですけれども、海外だと、例えばマレーシアの国立公園はフェンス一枚入ったら何もできないのです。でも、日本というのは、その周りに何でもできる地域がいっぱい広がってしまっている。そういうところがあったりするので、数字できちんと評価していくことはとても大事なことですし、数字を示すことによって皆さんの理解も得られると思います。これに満足することなく、きちんとした中身としての保全地域とか、そういうものがこれからも積み上げられていくような努力をしたほうがいいかと考えています。

これは意見というか感想です。

あとは、生物多様性に資する行動の話なのですが、この後にありましたね。このあたり。これなのですが、生物多様性に資する行動というのは直接的なものと間接的なものがあります。今まで生物多様性に関心がなかった方々にお話ししたりするときによく感じるのは、書いてあることは読めば中身は分かるのですけれども、実際、自分たちがやっていることが本当にそれに資することなのか違うことなのか。あと、生物多様性に貢献していると言われているけれども、その行動が本当によいのか悪いのか、個人では評価するのが難しいと言われるのです。話は分かるのだけれども、軸がよく見えていないという感じをよく受けるので、そのあたりがきちんと整理されていくといいのかなと。今、順番が、直接的なところと間接的なところが入れ子になっているかなという気もするので、そういうところも整理されるともうちょっと分かりやすくなっていくのかなと感じます。

あと、生物多様性だけに限りませんが、こういうことを進めていくと、原理主義に陥ってしまって、融通が利かなくなってしまうと、ちょっとでも意見が違ったら全部排除するみたいなことが常々起こりがちなので、そういうふうには陥らないように、取組例とか、こういう配慮とか、そういうものの文言を考えたほうが。これが悪いということではありませんけれども、考えたほうがよろしいかなと思いました。

以上です。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで事務局からお答えいただいて一区切りとしたいと思います。お願いします。

○青山課長 青山でございます。

須田先生、ありがとうございます。初めに御指摘いただいたZEROアクション、まさしく先生のおっしゃるとおりでございます。我々も単に絶滅種をゼロにするという目標ではなくて、それに向かって取り組むということを念頭に置いてございます。かといって、絶滅危惧種を何もしなくていいのかというわけではなくて、絶滅危惧種含めてその生息・生育環境の保全が重要だと考えてございます。ですので、絶滅危惧種を保全するというのも、普通種の保全ということも含めて、そういった取組にも当然つながってくると考えてこの目標を設定させていただいております。

2つ目、30by30の件です。おっしゃるとおり、国際的な捉え方、あと、日本としての捉え方が違うというのは、すみません、私も勉強不足で聞いたことがあるレベルなのですが、今、環境省としましては、たしか、国立公園、国定公園が保護区だという言い方をしているのではないかと考えてございます。今回の目標ですけれども、そういったことも一応意識をしつつ、積み上げではないですが、新たに失われそうな面積を確保することもそうですし、人の利用に供することも含めた公園を拡大していくという視点も今回含めております。さらには、これまで人の手が入らないと多様性保全上よろしくないといった視点も含めて、全体のエリアの面積をこれからもちょっと数字を精査した上でお示ししていきたいと考えております。

4つ目は、行動のところで御意見でございます。確かに、関心のない方にどう伝えるのかというのは非常に難しいと私も考えてございまして、自分の行動が具体的にどういうことにつながっているということも併せて普及啓発していく必要があるかと考えてございます。今日御意見を頂戴いたしましたけれども、原理主義に陥らないようにという御指摘もいただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○須田臨時委員 ありがとうございます。

1つ言い忘れたことがあるのですけれども、先ほどの4ページのZEROアクション、内容については承知しました。そのようにお願いいたします。でも、これをやるために何が。一番大事なものはやはり基礎的なデータの収集と集積と解析。東京都は、今、それができる施設がありません。たしか、佐藤留美委員からもそのようなお話があったかと思いますが、やはりそれがない限りこれは絶対不可能なので、それもきちんと併せて構築されていくことが必要かと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

皆様、御議論ありがとうございます。本日はとりあえず皆さんから主要な意見をいただけたということで、1つ区切りとさせていただこうと思えます。

ただ、今日御発言できなかった方とかもいらっしゃるかと思うので、少し期限を区切って、さらに思いつかれたこととか、今日伝えられなかったことがあれば、事務局のほうにメールとかで連絡していただくということでもよろしいですか。今回、時間も限られていましたので。今週中ぐらいのイメージで、何かあれば直接連絡も可というふうにさせていただきたいのですが、大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、皆様、今日は活発な御議論をありがとうございました。今日はこれで審議を終了させていただきます。

では、事務局のほう、よろしいですか。

○青山課長 部会長、青山でございます。

すみません。資料の説明がもう一点ございました。

○佐伯部会長 そうでしたか。申し訳ありません。

○青山課長 すぐ終わりますので、そちらを説明させていただいてよろしいでしょうか。

○佐伯部会長 分かりました。では、そちらのほうをお願いできますか。

○青山課長 今、共有します。

引き続き、青山から御説明を差し上げたいと思えます。皆さん、今、画面共有させていただいていますけれども、資料2-3「地域戦略改定に関する今後の予定」を御覧いただければと思います。先ほどもいろいろ御意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。実は、御覧いただいている右の枠の国際動向のところは先ほど吉田委員から御説明をいただい

てしまっております。今、こうした国際動向、あと、国家戦略の動きがありますということでございます。

東京都としましてどうするかというのを左の囲みの中に記載してございます。本日、目標に関する御検討をいただきまして、来年度になりますけれども、改めて事務局のほうで答申案を作成させていただきまして、この改定検討会の中で御議論いただきたいと考えてございます。その後、本審での審議、御議論を経た上でパブリックコメントにかけまして、最終的に自然環境保全審議会による答申をいただきたいと考えております。

答申後、左の一番下に書いてございますとおり、今、2022年冬以降、最終的な東京都生物多様性地域戦略の改定を予定しているところでございます。生物多様性地域戦略につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、今、環境審議会で東京都の環境基本計画を審議いただいておりますので、その内容と整合を図りながら引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

資料2-3の説明は以上でございます。

○佐伯部会長 ありがとうございます。

これで今日の説明のほうは大丈夫ですか。ありがとうございます。

では、千田課長にお願いすればよろしいですか。

○千田課長 どうもありがとうございました。

改めて、委員の皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございます。また、佐伯部会長も部会の運営をどうもありがとうございました。こちらの時間配分に至らないところがございます、運営も御迷惑をおかけいたしました。申し訳ございません。

こちらからは以上でございます。

○佐伯部会長 どうもありがとうございました。この地域戦略の会議は、いつも委員の皆様からすごく熱い議論をいただけて、大変よい会議になっていると思います。これからもいろいろお世話になるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。失礼いたします。